

— 新規加入・増額のおすすめ —

# ブリヂストングループ保険

団体定期保険

安心へのパスポート!

## 今年も『総合生活保障』制度の募集時期になりました!!

万一のことがあった場合の残されたご家族の生活を強力にサポートする、『総合生活保障』制度です。みなさまの“安心へのパスポート”として、ぜひ、積極的にご活用ください。

### 効力発生日と申込締切日

本募集

申込締切日:平成30年4月13日(金)  
効力発生日:平成30年7月1日

当保険制度は追加募集をしておりますので、上記効力発生日以外でも加入可能です。  
新規のみの取扱いとなりますので保障額の変更(増額・減額)は本募集時にお手続きください。  
手続きをご希望の方は、各地区生協または関連会社の団体生命担当課にお申し出ください。

毎月募集

申込締切日:毎月末日までに「申込書兼告知書」をご提出ください。  
効力発生日:引受保険会社(\*)が「申込書兼告知書」を受理した日の翌々月1日  
となります。

(\*)共同取扱契約の場合、事務幹事会社を指します。

(例えば、9月に「申込書兼告知書」を提出され、10月に引受保険会社(\*)が「申込書兼告知書」を受理した場合、12月1日が効力発生日となります。)

### ご相談窓口等

本募集期間中

●お手続きや当制度の内容に関する募集期間中のお問合せにつきましては、ニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。  
※ご家族からいただくご照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただく場合がございます。

**0120-775-229**

※お問合せの際には、団体名「株式会社ブリヂストン」をお申し出ください。

【受付期間】平成30年3月8日(木)～平成30年4月13日(金)

【受付時間】月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日はお取扱いしておりません。)



メールでのお問合せもできます。

**mailbox@nissay.co.jp**

※必ず、メールの題名に「ブリヂストングループ保険」と入力してください。

【受付期間】平成30年3月8日(木)～平成30年4月13日(金)

本募集期間後

●募集期間後のご照会・苦情につきましては、裏表紙に記載の団体窓口までお問合せください。  
(なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、下記の日本生命窓口までご連絡ください。)

〈日本生命お問合せ先〉

日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL:0120-563-925

※お問合せの際には、記号証券番号(931-2094)をお申し出ください。

【受付時間】月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3はお取扱いしておりません。)

# ブリヂストン独自の保障制度を活用しよう!

## ブリヂストングループ保険 CONTENTS

みなさまに万一のことがあった場合の残されたご家族の生活資金等の備えはいかがですか？  
自分にはまだ関係ないかな？ と思っていても、万一のことが起きてからでは間に合いません……。  
ブリヂストンならではの「ブリヂストングループ保険」を上手に活用して、充実した保障を確保しましょう！

ブリヂストン独自の保障制度を活用しよう	1ページ
おすすめモデルプラン	2ページ～3ページ
ブリヂストングループ保険	4ページ～15ページ
お申し込み手続き （「申込書兼告知書」の記入要領）	16ページ～17ページ

## ブリヂストングループ保険

万一、亡くなられた場合

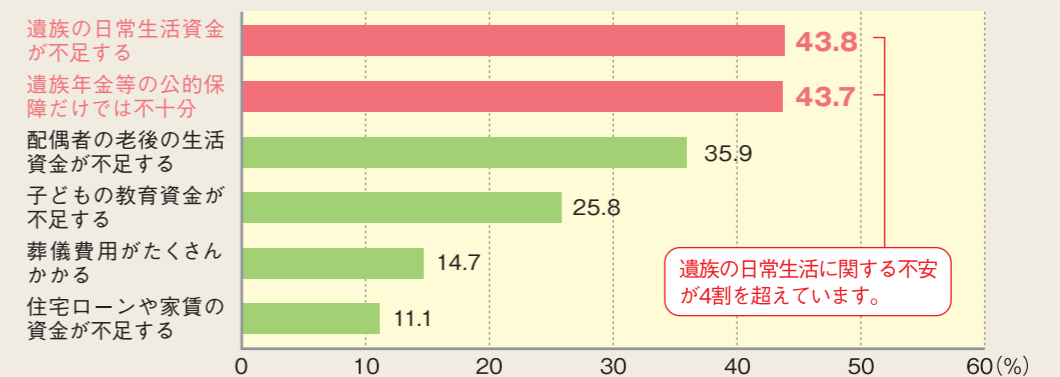


**残されたご家族の生活をサポート!**

**ぜひ、お申込みください!**

気になる? データ

死亡時の遺族の生活に対する不安の内容(上位6項目を抜粋)



(公財)生命保険文化センター「平成28年度 生活保障に関する調査(速報版)」



# おすすめモデルプラン ～自由に組合せが可能～

ご加入時におけるコース選択のご参考にしてください!!

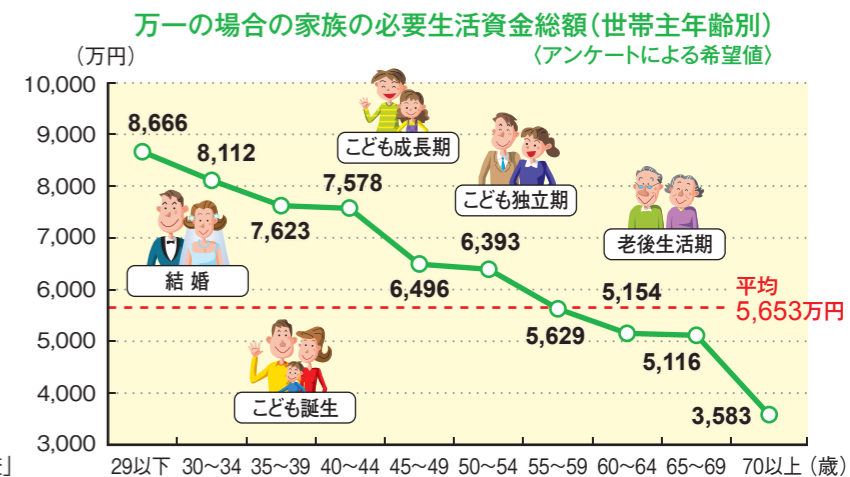
※保険期間は1年です。

ご参考

## 万一の場合の 残されたご家族の 必要保障額はどのくらい?

※右図は「世帯主に万一のことがあった場合に、残された家族のために必要とされる生活資金・年数はどのくらいか」という質問に対する回答(年間必要額×必要年数)の平均値です。

(公財)生命保険文化センター  
「平成27年度 生命保険に関する全国実態調査」



### Aさん(23歳女性)の場合

独身の方も葬儀費やローン返済等のことを考えて、最低限の保障の確保はしておきましょう。



貯金もないし、せめて親に迷惑をかけないように加入しておこうかしら?

ご参考 平均葬儀費用

葬儀一式費用	121.4万円
寺院の費用	47.3万円
通夜からの飲食接待費用	30.6万円
葬儀費用の合計	195.7万円

(注) 各項目の金額は各項目の平均額であり、これらの合計と葬儀費用の合計は一致しません。

一般財団法人日本消費者協会  
第11回  
「葬儀についてのアンケート調査」報告書 2017(平成29)年1月

#### 死亡保険金額(高度障がい保険金額)

本人(23歳) **Iコース** **400万円**  
月払保険料(概算) 927円

合計

**927円**

### Bさん(33歳男性)の場合

配偶者(30歳)・子ども(1歳)

お子さまが小さいうちは、生活資金の確保が特に大切です。ブリヂストングループ保険も年金受取りを前提に加入しましょう。



子どもはまだ小さいし、自分に万一のことがあっても、妻の負担はできるだけ小さくしてあげたいな。

#### 死亡保険金額(高度障がい保険金額)

本人(33歳) **Dコース** **3,000万円**  
月払保険料(概算) 6,960円  
配偶者(30歳) **Jコース** **1,000万円**  
月払保険料(概算) 2,320円

合計

**9,280円**

### Cさん(44歳男性)の場合

配偶者(42歳)・子ども(15歳)(12歳)

お子さまも成長され、教育費等の負担も気になりますね。万一の場合に備えましょう。



末の子が大学を卒業するまであと10年程度あるし、自分に何かあったら大変だ。しっかりと保障を確保しておこう。

#### 死亡保険金額(高度障がい保険金額)

本人(44歳) **Cコース** **4,000万円**  
月払保険料(概算) 12,880円  
配偶者(42歳) **Jコース** **1,000万円**  
月払保険料(概算) 3,220円  
子ども(15歳)(12歳) **Mコース** **300万円**  
月払保険料(確定) 240円×2名

合計

**16,580円**

### Dさん(54歳男性)の場合

配偶者(52歳)・子ども(23歳)

お子さまの独立・ローン完済等、必要保障額も減少となる世代ですが、万一の場合の保障はしっかり確保しましょう。



子どもも立派な社会人になったなあ。

自分に万一のことがあっても、苦勞をかけてきた妻が困らないようにはしたいな。

#### 死亡保険金額(高度障がい保険金額)

本人(54歳) **Fコース** **2,000万円**  
月払保険料(概算) 9,476円  
配偶者(52歳) **Kコース** **500万円**  
月払保険料(概算) 2,369円

合計

**11,845円**

ブリヂストン  
グループ保険

＝

月払保険料  
(概算)

ブリヂストン  
グループ保険

＝

月払保険料  
(概算)



# ブリヂストングループ保険

団体定期保険

## 意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続してご加入いただくことができます。

・死亡保障・高度障がい保障

### チェック欄

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

- 保障内容はニーズに合致していますか。  
 ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

10ページ～13ページの「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特にご注意いただきたい事項が記載されています。また、14ページ・15ページの「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。  
 なお、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)は、お申込みいただきました後も大切に保管ください。

## 『ブリヂストングループ保険』の特徴

1 団体保険としての割引が適用された保険料です。

2 毎年の更新時に、保障額の見直しができます!

※ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。

3 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。

4 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。

配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。

(脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。)

過去3年間の配当還元率(年間払込保険料に対する配当金の割合)

平成27年度(※1)	平成28年度(※2)	平成29年度(※3)
約44.3%	約23.4%	約68.9%

※ただし、上記は各年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

(※1)保険期間:平成26年7月1日～平成27年6月30日

(※2)保険期間:平成27年7月1日～平成28年6月30日

(※3)保険期間:平成28年7月1日～平成29年6月30日

5 保険金を年金として受取ることができます!

※ただし、子ども特約の保険金は除きます。

## ●保障額と保険料

- 次の中からご希望のコースをお選びください。
- 万一の場合に備えてご自分の年齢や家族構成に合わせたコースに加入されるようおすすめします。
- 保障内容の詳細につきましては、7ページ・8ページをご確認ください。

(保険料の単位:円)

コース	本人 月払保険料(概算)									配偶者 月払保険料(概算)			
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	5,960 万円	5,000 万円	4,000 万円	3,000 万円	2,500 万円	2,000 万円	1,500 万円	1,000 万円	400 万円	1,000 万円	500 万円	400 万円	
保 険 年 齢	15歳～40歳 S53.1.2生～H16.1.1生	13,826	11,600	9,280	6,960	5,800	4,640	3,480	2,320	927	2,320	1,160	927
	41歳～50歳 S43.1.2生～S53.1.1生	19,190	16,100	12,880	9,660	8,050	6,440	4,830	3,220	1,287	3,220	1,610	1,287
	51歳～60歳 S33.1.2生～S43.1.1生	28,238	23,690	18,952	14,214	11,845	9,476	7,107	4,738	1,894	4,738	2,369	1,894
	61歳～65歳 S28.1.2生～S33.1.1生	30,992	26,000	20,800	15,600	13,000	10,400	7,800	5,200	2,080	5,200	2,600	2,080

(保険料の単位:円)

コース	子ども 月払保険料(確定)
	M
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	300 万円
保 険 年 齢	3歳～22歳 H8.1.2生～H28.1.1生
	240

●保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は6月給与から)

●【本人】【配偶者】の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は平成30年7月1日)から適用します。  
 なお、保険料は、加入者数が所定の人数に達した場合に適用される特別優良割引が適用されています。万一、加入者数が所定の人数を下回った場合には、割引適用解除となり、保険料が高くなります。また、保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。  
 【子ども】の保険料は1人あたりの確定保険料です。  
 記載の保険料は、確定保険料を含め、平成30年12月15日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。  
 追加募集の際に加入される場合は、保険料が確定している可能性があります。  
 保険料は直近更新日時点の保険年齢でご確認のうえ、詳細は、労務部までご照会ください。

当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。

※「保険年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げて計算した年齢をいいます。(例:19歳7カ月の方の保険年齢は20歳となります。)

## ●保険金の年金受取り


●保険金の受取パターンは、受取人の方のニーズに応じて選択できます!

受取人の希望により、保険金の全部または一部を受取人の方が年金として受取ることができます。(ただし、子ども特約の保険金は除きます。また、年金として受取ることができる保険金には制限があります。)保険金請求の際に、いずれかを選択していただきます。

### 受取パターン(イメージ)


**1 全額一時金**

保険金はやっぱり一時金で受取りたい。そのお金で、葬儀費用や各種ローンの支払いを済ませよう。




**2 一時金 + 年金**

葬儀費用などのために多少は一時金で受取りたい。残った保険金は、分割にして、今後の生活費にあてよう。



**3 全額年金**

一括受取りは個人保険でカバーできているから、全額分割受取りにして、今後の生活費や教育費にあてよう。



### 年金の種類と内容

年金の種類	年金の型	年金受取り	年金受取開始日	一括受取請求	年金受取人が死亡された場合	
種類 受取期間						
確定年金	10年	定額型	以下のいずれかを選択 (1)年1回受取り (2)年2回受取り(6カ月ごと) (3)年4回受取り(3カ月ごと)	基金設定日から1年以内の (2月1日) (5月1日) (8月1日) (11月1日) のいずれかを選択	一時金が必要なときは年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。

- 年金受取人は、死亡保険金(高度障がい保険金等)の受取人です。  
 ●年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。(一時金でのお受取りとなります。)  
 ●年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。

### ～全額年金でのお受取額(例)～

- Dコース〈死亡保険金額(高度障がい保険金額)〉3,000万円  
⇒月額換算約25.8万円を10年間お受取り
- Fコース〈死亡保険金額(高度障がい保険金額)〉2,000万円  
⇒月額換算約17.2万円を10年間お受取り
- Hコース〈死亡保険金額(高度障がい保険金額)〉1,000万円  
⇒月額換算約8.6万円を10年間お受取り

(ご注意)  
 左記の年金額は、平成29年11月15日現在において、この保険契約の引受保険会社各社が、更新後の保険期間に適用する予定の基礎率(予定利率等)に基づき計算しております。  
 実際に受取ることができる年金額は、年金基金設定時の基礎率(予定利率等)をもとに計算されるため、経済情勢などによっては、左記の年金額と異なる(増減する)ことがあります。



## お取扱内容 ブリヂストングループ保険

### 加入資格

以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。  
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

《本人》株式会社ブリヂストン・ブリヂストン関連会社の役員・従業員（**出向者を含み、雇用契約期間が1年以上の方に限ります。**）の方で新規加入・増額は、役員は年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方、従業員は年齢14歳6カ月超60歳6カ月以下の方。継続加入は、役員・従業員ともに年齢65歳6カ月以下の方。なお、定年再雇用者については継続加入のみ取扱います。これらの対象とならない**パートタイマー、アルバイト、季節・周期的労働者の方はご加入になれません。**

《配偶者》上記本人の配偶者の方で新規加入・増額は、年齢満16歳以上60歳6カ月以下の方。継続加入は、年齢65歳6カ月以下の方。

《子ども》上記本人の扶養する子ども（\*）で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。  
（\*）健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

（ご注意）

①一旦加入すれば、その後病気になられても、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。

②本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。  
（同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）

③配偶者・子どものみで加入することはできません。

④配偶者は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。

⑤保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子ども自動的に脱退となります。

⑥ご加入者が退職等で上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

### 保険期間

保険期間は効力発生日～平成31年6月30日までです。  
以降は毎年7月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。  
ただし、募集等の結果、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。（更新できません。）

### この保険契約から脱退いただく場合

- 本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中でであってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
  - ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
  - ②加入資格を失われた日
  - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。（例えば、3月24日に脱退された場合、3月分保険料をお払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。）
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

### 税務上のお取り扱い

<保険料>

- 主契約および子ども特約の実質保険料（保険料から配当金を控除した金額）は、一般の生命保険料控除の対象です。  
※生命保険料控除に関する税制改正を受け、平成24年1月1日以降に締結・更新する契約から新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除に関する税制改正の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。  
(<http://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>)
- ※一般の生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
- ※当ブリヂストングループ保険以外に一般の生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当ブリヂストングループ保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

<保険金>

- 死亡保険金  
《本人》相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額について）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。  
《配偶者・子ども》本人（主たる被保険者）が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税の課税対象となります。
- 高度障がい保険金…被保険者が受取人の場合、非課税です。  
※被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

<年金>

- 年金…（公的年金等以外の）雑所得として所得税および住民税の課税対象です。  
$$\text{課税対象額} = (\text{年金年額} + \text{年金開始後配当金}) - \text{年金年額} \times \frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金支給総額}}$$

税務の取扱い等について、平成29年11月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。  
今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。  
個別の税務取扱い等については、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

### 受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
- 配偶者の死亡保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。

### 配当金

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金を9月給与にてお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。  
脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

### 保険料会社負担部分について

当制度は株式会社ブリヂストンの執行役員・従業員（出向者を含み、雇用契約期間が1年以上の方に限ります。）の方々の万一場合に備え、会社が保険料を負担し、株式会社ブリヂストンの執行役員・従業員（出向者を含み、雇用契約期間が1年以上の方に限ります。）の方々が被保険者となる保険制度を付保しております。

加入対象者	株式会社ブリヂストンの執行役員・従業員（出向者を含み、雇用契約期間が1年以上の方に限ります。） 定年再雇用者、パートタイマー、アルバイト、季節・周期的労働者および平成16年までに全額前払退職金制度を選択した方は対象となりません。
保険金額	死亡保険金額・高度障がい保険金額 40万円
保険金受取人	退職金要領・基幹職退職金支給要領・執行役員退職金支給要領に規定された被保険者の遺族

※高度障がい保険金の受取人は本人（主たる被保険者）です。

保険料会社負担部分の被保険者となることに同意いただくことができない場合は、労務部宛に、4月13日までに申し出ください。

（注）本人（主たる被保険者）のご加入が、保険料会社負担部分のみである場合、配偶者・子どもはご加入になれません。  
また、配偶者が加入される場合は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みいただく必要がありますが、この場合の本人の保障額には、保険料会社負担部分は含まれませんので、ご注意ください。

### 保険金の支払事由

<死亡保険金>  
引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

<高度障がい保険金>  
引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（\*1）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（\*2）に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。  
なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したもとして取扱います。したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

（\*1）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については加入日を増額日と読替えます。  
（\*2）対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

#### ～ 高度障がい状態に関する補足説明 ～

1. 常に介護を要するもの  
「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障がい（視力障がい）  
(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。  
(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。  
(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障がい  
(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - ① 語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
  - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 上・下肢の障がい  
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。



ご加入（※1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（※1）部分が解除されたときには保険金をお支払いしません。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。また、次のような場合においても保険金をお支払いしませんので、ご加入（※1）のお申込みの際に特にご注意ください。

- 引受保険会社は、死亡保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、死亡保険金をお支払いしません。
  - ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者のご加入（※1）日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします。
  - ・保険契約者の故意。
  - ・死亡保険金受取人の故意。ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡保険金受取人にお支払いします。
  - ・戦争その他の変乱。（※2）
- 引受保険会社は、高度障がい保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、高度障がい保険金をお支払いしません。
  - ・被保険者の故意。
  - ・保険契約者の故意。
  - ・高度障がい保険金の受取人の故意。ただし、その高度障がい保険金受取人が高度障がい保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の高度障がい保険金受取人にお支払いします。
  - ・戦争その他の変乱。（※2）

（※1）保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額と替えます。

（※2）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が小さいと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金・高度障がい保険金の全額をお支払いし、または死亡保険金・高度障がい保険金を削減してお支払いします。
- 高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入（※1）時以後に生じた場合に限りです。（原因となる傷病がご加入（※1）時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）したがって、原因となる傷病がご加入（※1）時前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。
- 次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。この場合、保険金をお支払いしません。
 

（以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。）

  - ①保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が、保険金（死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。
  - ②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。
  - ③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき。
    - （ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - （イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - （ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - （エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
    - （オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。
- 保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

- 当制度は株式会社ブリヂストンが生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した年金払特約付子ども特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。
  - この団体定期保険契約は下記の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合（平成29年11月1日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 引受保険会社：
- |                           |                   |                  |
|---------------------------|-------------------|------------------|
| 日本生命保険相互会社（70.8%）[事務幹事会社] | 第一生命保険株式会社（11.9%） | 富国生命保険相互会社（9.5%） |
| アクサ生命保険株式会社（5.8%）         | 住友生命保険相互会社（2.0%）  |                  |

<b>制度内容の変更</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●株式会社ブリヂストンの福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。</li> </ul>
<b>生命保険契約者保護機構</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。</li> <li>●保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。（お問合せ先）                  生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820                  月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時                  ホームページアドレス <a href="http://www.seihohogo.jp/">http://www.seihohogo.jp/</a></li> </ul>

**定年等の退職により脱退される場合について**  
 ご加入者が定年等の退職により当制度を脱退される際に、個人保険による退職後の保障をご希望の方は、退職の2カ月前までに各地区生協または各関連会社の団体生命担当課へお申し出ください。

**＜個人情報の取扱いに関する株式会社ブリヂストンと引受保険会社からのお知らせ＞**

- この保険契約は、株式会社ブリヂストン（以下、団体といいます。）を保険契約者とし、団体および団体の子会社（以下、子会社といいます。）の所属員を加入対象とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社（共同引受会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
- 引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体および子会社、他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
- また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体・子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～  
 指定された死亡保険金受取人（以下、受取人といいます。）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

当件について同意いただくことができない場合は、労務部宛に、4月13日までにお申し出ください。

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
  - 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。）
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

<「障がい」の表記>  
 当パンフレットでは、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語を含め、「障害」を「障がい」と表記しています。

# ブリヂストングループ保険【契約概要】

## 団体定期保険

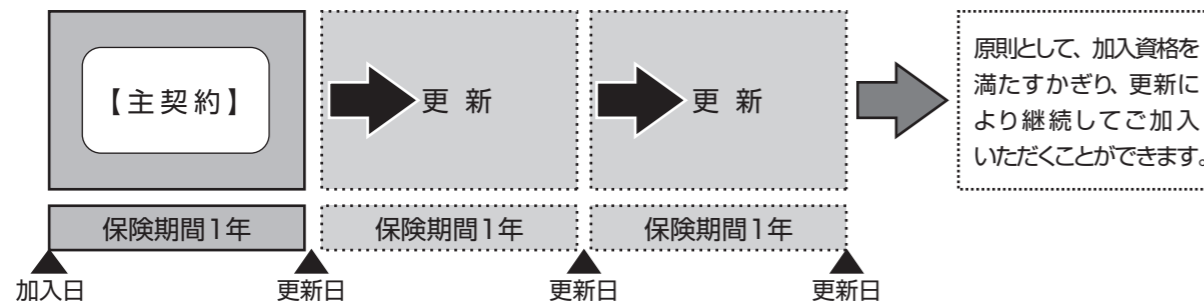
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等を必ずご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

### 1.この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方にご加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続してご加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- 受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけでなく、年金として受取ることもできます。
- この保険には、団体が保険料を負担し、所定の所属員等をご加入者(被保険者)、その遺族を受取人とする保障が付保されています。

#### しくみ図(イメージ)



### 2.主な保障内容と保障額

以下の場合に、保険金をお支払いします。

#### 【主契約】

死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気またはケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

(\*)保障額を増額する場合、増額部分については、加入日を増額日と読替えます。

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお受取りがある場合、保障は終了します。死亡保険金と高度障がい保険金は、重複してお受取りになれません。

※保障額の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

### 3.保険料

- 保険料は、毎年更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
- ※保険料の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

### 4.加入資格

- 本人：団体の所属員等で新規加入(増額)は、役員は年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。  
従業員は年齢14歳6カ月超60歳6カ月以下の方。  
継続加入は、年齢65歳6カ月以下の方。  
これらの対象とならないパートタイマー、アルバイト、季節・周期的労働者の方はご加入になれません。
- 配偶者：本人の配偶者で新規加入(増額)は、年齢満16歳以上60歳6カ月以下の方。  
継続加入は、年齢65歳6カ月以下の方。
- 子ども：本人の扶養することもで年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。
- ※配偶者・子どものみで加入することはできません。  
※年齢は効力発生日現在の年齢です。  
※加入資格の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

### 5.保険期間

- 保険期間は効力発生日～平成31年6月30日までです。以降は毎年7月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。
- ※実際に加入される方の保険期間、更新の条件の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

### 6.受取人

- 受取人の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

### 7.配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
- ※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りになれない場合があります。

### 8.脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

### 9.制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
- ※引受保険会社の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

### 10.ご相談窓口等

- お手続きや当制度の内容に関する募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。募集期間後のご照会・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。



# 特にご注意いただきたい事項【注意喚起情報】

## 団体定期保険

この「注意喚起情報」は、ご加入(\*)のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」等を必ずご参照ください。

(\*)保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額、加入日を増額日と読替えます。

### 1.クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(\*)のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

### 2.告知に関する重要事項

- 健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。)  
傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(\*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)、団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。
- 告知義務に違反された場合は、ご加入(\*)を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。
- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。  
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

### 3.責任開始期

- 引受保険会社にご加入(\*)を承諾した場合、所定の加入日(\*)から保険契約上の責任を負います。  
ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)  
※所定の加入日(\*)については、「申込書兼告知書」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(\*)を承諾する権限がありません。

### 4.保険金をお支払いしない場合等

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。  
例えば、
  - (1) 次のいずれかにより保険金の支払事由に該当した場合
    - ・加入日(\*)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
    - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
    - ・戦争その他の変乱によるとき
  - (2) 高度障がい状態の原因となる傷病が加入日(\*)前に生じている場合
    - ・高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病が加入日(\*)以後に生じた場合に限りです
  - (3) 告知義務違反による解除(注)の場合
    - ・引受保険会社が告知を求めた事項について保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が、故意または重大な過失によって事実と相違し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が告知義務違反により解除されたとき
  - (4) 詐欺による取消(注)の場合
    - ・保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
  - (5) 不法取得目的による無効(注)の場合
    - ・保険契約者または被保険者に保険金の不法取得目的があつて、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
  - (6) 保険契約が失効(注)した場合
    - ・保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき
  - (7) 重大事由による解除(注)の場合  
次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき  
ただし、以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。
    - ① 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。 )または保険金受取人が保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
    - ② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があつたとき

- ③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき
    - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
    - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
    - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき
- (注) 解除、取消、無効または失効の場合、ご加入を継続できません。

### 5.この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であつてもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 本人の配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
  - ① 本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
  - ② 加入資格を失われた日
  - ③ 更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細はパンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。

### 6.制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

### 7.共同取扱契約

- この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合(この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。)  
なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

### 8.生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。  
(お問合せ先) 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820  
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時  
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

### 9.保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。( <http://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/> )

### 10.ご相談窓口等

- お手続きや当制度の内容に関する募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。募集期間後のご照会・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)  
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。



# 正しく告知いただくために

## 団体定期保険

- ◆生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件にご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ◆この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

### 1.健康状態等について、被保険者ご本人が有りのまます告知してください。(告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といえます。この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額をお申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態について、「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認ください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

### 2.生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことになりません。

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有しています。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

### 3.傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「6.「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

### 4.告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することがあります。(\*)
- 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
- お申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでにお払込みいただいた保険料は払戻ししません。(ただし、保険金等のお支払事由が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。)

(\*)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知することを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社はお申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することがあります。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻ししません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

### 5.後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

## 6.「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および「申込書兼告知書」の裏面(※)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知ください。  
(※)「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。
- 主たる被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめのうえ、「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果を記入のうえ、ご提出ください。
- 「申込書兼告知書」をご提出いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)ならびに個人情報の取扱い等を必ずご確認ください、告知内容が事実と相違ないことを確認のうえ、「申込印(告知印)」欄に押印ください。
- 「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

#### ＜質問事項＞

1. 申込日現在、健康上の理由で就業制限\*1を受けていますか。(配偶者・子どもの場合、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬\*2を受けたことがありますか。)
2. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
3. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり\*3、医師の治療・投薬\*2を受けたことがありますか。

#### ＜補足説明＞

- \*1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。
- \*2 「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。  
(注) 一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。
- \*3 「2週間以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間以上の場合をいいます。たとえば、受診は2日でも、その間が2週間以上の場合や、合計2週間分以上の投薬を受けた場合は、「2週間以上」となります。



(注1) 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。  
・医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した  
・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる  
・歯科医師による虫歯の治療、抜歯  
・妊娠(正常)による入院  
・健康診断や人間ドックで「要経過観察」と指摘された

(注2) 「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口からお取寄せいただき、ご提出ください。お申込みいただいた内容をお断りするごさいますが、お申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。「被保険者の告知書」をご提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、「申込書兼告知書」とあわせて、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。(この場合、「申込書兼告知書」についてもお申込内容を記入のうえ、「申込印(告知印)」を押印ください。)

- 「申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。
- 「申込書兼告知書」をご提出された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加して告知いただくことが可能です。追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加して告知いただいた内容によっては、お申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。



# 「申込書兼告知書」記入要領

## はじめにご確認ください

- ・内容に変更のない方は、従来の加入内容で継続されますので、ご提出いただく書類はありません。
- ・その他内容の変更（脱退を含みます。）がある方は、「申込書兼告知書」をご提出ください。
- ・現在の加入内容は網掛け部分にてご確認ください。（      ）
- ・黒ボールペンで、はっきりとご記入ください。
- ・ご提出の際は、必要事項が記入・押印されているかご確認ください。

プリテスグループ保険  
長期収入サポート保険 (GLTD)

**申込書兼告知書** 1 ニッセイ用  
№

日本生命保険相互会社 行 株式会社 プリテス

裏面の〈お申込みにあたって〉をご確認のうえ、以下にご記入ください。

事業所コード	所属コード	被保険者番号	グループ別	申込日(告知日)	申込締切日	効力発生日
50001	10 123456	123456		300405	30 4 13	30 7 1

家族区分	被保険者氏名 (カタカナでご記入ください)	性	生年月日	グループ保険 申込保険金額 (万円)	申込印 (告知印)
本人 主たる被保険者	00 ブリヂス タロウ	男	540912	3000 2000 500	<input checked="" type="checkbox"/>
配偶者	01 ブリヂス ハナコ	女	551110	1000	<input checked="" type="checkbox"/>
子ども	ブリヂス イチロウ	男	210221	300	<input checked="" type="checkbox"/>
	ブリヂス イズミ	女	230304	300	<input checked="" type="checkbox"/>

グループ保険	氏名 (カタカナでご記入ください)	続柄	人数
本人の死亡保険金受取人	ブリヂス ハナコ	1	1
配偶者の死亡保険金受取人	シュタビホクシヤ	1	1

※主たる被保険者が新規加入・増額する場合は以下の1または2に○印をご記入ください。

① 新規加入・増額する全ての申込者について、質問事項に対する答えが全て「いいえ」となります。

② 質問事項について「はい」の答えがある申込者がいます。該当者について、あわせて「被保険者の告知書」を提出します。

【「はい」の答えがある申込者氏名(カタカナでご記入ください)】  
ブリヂス ハナコ

※主たる被保険者が、新規加入・増額する場合に以下の1または2に○印をご記入ください。

① 質問事項1に対する答えが全て「いいえ」となります。

② 質問事項1について「はい」となる答えがあります。

③ 「はい」の答えがある場合、ご加入希望の方は別途お申し出下さい。

※主たる被保険者が、新規加入・加入内容変更する場合に以下の1または2に○印をご記入ください。

① 質問事項2に対する答えが「いいえ」となります。

② 質問事項2に対する答えが「はい」となります。

【「はい」の場合は、右記にご記入ください。】

（幹事会社）日本生命保険相互会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

カ 697 (保全 699 次額 836) K11-370 #0057791

005 (f62992.13.10)

項目	チェック内容
①	この「申込書兼告知書」を記入された日をご記入ください。
②	氏名はすべてカタカナでご記入ください。
③	性別・生年月日をご記入ください。
④	必ず押印ください。(マメ印不可)
⑤	配偶者・子どもも申込みされる場合、カタカナでご記入ください。 加入資格のある子どもは全員ご加入ください。
⑥	今回申込みされる保険金額を右つめでご記入ください。 脱退される場合は「0」とご記入ください。 保険金額は、必ずパンフレット5ページ記載の死亡保険金額(高度障がい保険金額)から選択してください。
⑦	<p>《新規に加入される方》 本人の死亡保険金受取人を指定し、氏名(カタカナ)・続柄コード(※)・人数をご記入ください。 なお、次の場合は、「死亡保険金受取人指定書」が必要となりますので担当者宛て照会ください。 (1)本人との続柄が「その他(9)」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合 (2)受取人人数が2名以上となる場合</p> <p>《すでに加入されている方》 死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」が必要となりますので、担当者宛て照会ください。 (「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。) この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を送付した日です。</p> <p>※続柄コードは「申込書兼告知書」裏面の〈お申込みにあたって〉をご参照ください。</p>
⑧	<p>・新規加入・増額をご希望の方は、「申込書兼告知書」裏面の〈告知事項〉をご確認ください。</p> <p>・本人(主たる被保険者)が新規加入・増額のお申込みをされる方の告知をとりまとめるのうえ、1または2に○印をご記入ください。</p> <p>【1に○印】申込者全員の質問事項に対する答えがすべて「いいえ」となる場合 【2に○印※】1名でも質問事項に対する答えが「はい」となる場合や質問事項に対する答えに迷われる場合 ※【「はい」の答えがある申込者氏名】に該当者の氏名をカタカナでご記入ください。 あわせて「被保険者の告知書」が必要となりますので担当者宛て照会ください。 別途、「被保険者の告知書」をご提出いただければ、保険会社にて新規加入・増額の可否を判断します。</p>
注	内容を訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。

※当「申込書兼告知書」は記入要領用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。





### 〈団体お問合せ先〉

株式会社ブリヂストン 労務部 TEL:03-6836-3121

### 〈ブリヂストングループ保険 取扱窓口〉

本社地区:ブリヂストンビジネスサービス株式会社(本社保険部)	03-6836-3563
小平地区:ブリヂストン小平生活協同組合	042-344-8411
横浜地区:ブリヂストン横浜生活協同組合	045-825-7558
久留米・佐賀・鳥栖地区:ブリヂストンビジネスサービス株式会社(久留米(営))	0942-35-1490
甘木地区:ブリヂストングリーンランドスケープ株式会社	0946-24-3760
下関・北九州地区:ブリヂストンビジネスサービス株式会社(下関(営))	083-246-3399
防府地区:ブリヂストンビジネスサービス株式会社(防府(営))	0835-25-9260
彦根・関・磐田地区:ブリヂストン彦根生活協同組合	0749-22-8084
栃木・那須地区:ブリヂストン那須グループ生活協同組合	0287-65-2481
熊本地区:株式会社ブリヂストンEMK(九州)	0968-73-6328
関連会社:関連会社各窓口	

# ブリヂストングループ保険(毎月募集)「申込書兼告知書」記入要領

「申込書兼告知書」は2枚ともご提出ください。

## 【お申込み手続き】

- ・黒ボールペンで、はっきりとご記入ください。
- ・加入される方は、「申込書兼告知書」を各地区生協または関連会社の団体生命担当課宛ご提出ください。また、本人との続柄が「その他(9)」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をあわせてご提出ください。
- ・ご提出の際は、必要事項が記入・押印されているかご確認ください。内容を訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。

※「被保険者の告知書」・「死亡保険金受取人指定書」は、各地区生協または関連会社の団体生命担当課宛請求してください。

## 【注】

新規加入のみのお取扱いです。  
増額・減額は本募集(次回更新時は平成31年7月1日)の際にお申込みください。

(毎月募集)ブリヂストングループ保険  
申込書兼告知書

1 ニッセイ用  
No. 1

日本生命保険相互会社 行 株式会社 ブリヂストン

この「申込書兼告知書」を記入された日をご記入ください。

事業所コード		所属コード					被保険者番号					申込日(告知日)			申込締切日			効力発生日		
25	31	1	2	3	4	5	6	46	55	年	月	日	年	月	日	年	月	日		
5	0	0	0	1	1	0	1	2	3	4	5	6	3	0	8	0	8			

氏名	性別	生年月日			申込保険金額(万円)	申込印(告知印)
		年	月	日		
被保険者氏名(カタカナでご記入ください) セイ メイ ブリヂス タロウ	性別 1男性 2女性 3昭和 4平成	年 54	月 09	日 12	申込保険金額(万円) 3,000 2,700 現在加入保険金額	申込印(告知印) 印
配偶者・子どもも申込みされる場合、ご記入ください。加入資格のある子どもは全員ご加入ください。					現在加入保険金額	印
ブリヂス ハナコ		55	11	10	1,000	印
子ども					現在加入保険金額	印
ブリヂス イチロウ		21	02	21	300	印
ブリヂス イズミ		23	03	04	300	印
					現在加入保険金額	印

内容を訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。

押印ください。

申込保険金額はパンフレット5ページの死亡保険金額(高度障がい保険金額)の中からお選びのうえ、ご記入ください。¥マークは不要です。

氏名はすべてカタカナでご記入ください。

性別・生年月日をご記入ください。

新規に加入される方は、本人の死亡保険金受取人を指定し、氏名(カタカナ)・続柄コード(※)・人数をご記入ください。※続柄コードは「申込書兼告知書」裏面のくお申込みにあたってをご参照ください。

氏名(カタカナでご記入ください)	続柄コード	人数
本人の死亡保険金受取人 ブリヂス ハナコ	1	1
配偶者の死亡保険金受取人 シュタルヒホケンシャ	1	1

新規加入・増額する方は、本人の死亡保険金受取人を指定し、氏名(カタカナ)・続柄コード(※)・人数をご記入ください。※続柄コードは「申込書兼告知書」裏面のくお申込みにあたってをご参照ください。

※主たる被保険者が新規加入・増額する申込者の告知をとりまとめるのうえ、以下の1は2に○印を記入ください。

① 新規加入・増額する全ての申込者について、質問事項に対する答えが全て「いい」となります。

② 質問事項について「はい」の答えがある申込者がいます。該当者について、あわ「被保険者の告知書」を提出します。

【「はい」の答えがある申込者氏名(カタカナでご記入ください。)】  
ブリヂス ハナコ

(幹事会社) 日本生命保険相互会社

※当「申込書兼告知書」は記入要領用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。